

承認第1号

専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する条例」）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、「愛西市税条例等の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正について、議会を招集する暇がないと認め、専決処分したので、報告し承認を求めるものである。



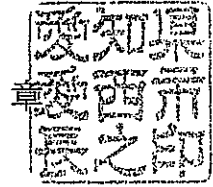
専決第1号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
愛西市税条例等の一部を改正する条例について、専決処分する。

平成27年3月31日 専決

愛西市長 日 永 貴



愛西市条例第23号

愛西市税条例等の一部を改正する条例

(愛西市税条例の一部改正)

第1条 愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）及び第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(愛西市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 愛西市税条例の一部を改正する条例（平成26年愛西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」を「第52条第1項、第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分

に限る。)及びイ並びに第3号並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条第1項中「第82条」を「第82条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 2 新条例第82条第1号、第2号(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中愛西市税条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の愛西市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。